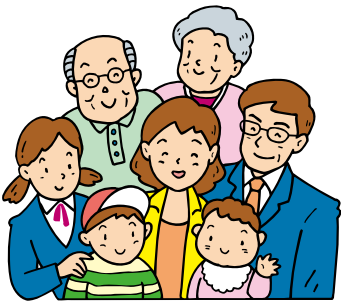


## 7月は「社会を明るくする運動」強化月間です

この運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとするものです。

田原市においても、運動の一環として、第66回社会を明るくする運動「講演と演奏会」を開催します。

**日時**：7月14日（木）午後1時30分～ **場所**：渥美文化会館文化ホール **講演**：薬物依存・アルコール依存について  
**【講師】** 柴真也氏（NPO法人名古屋タルク理事長）  
**演奏**：福江中学校 **定員**：400名 **参加料**：無料 **申込**



### 込…不要

▼田原市社会福祉協議会  
 ☎23・06110 FAX23・3970

## 福祉・介護の仕事総合展 ～東三河～

**対象**：福祉関係の職場に就職希望の方および福祉の仕事に関心のある方 **日時**：7月24日（日）午後1時～4時30分（求職者の受付は午後4時まで） **場所**：名豊ビル7階

**内容**：福祉事業所の就職相談や資格などに関する相談 **参加料**：無料 **その他**：申し込み不要/随時、入退場可

▼豊橋市社会福祉協議会豊橋市福祉人材バンク  
 ☎(0532)521111

## 平成28年度後期高齢者医療保険料が決定します

☎1004147

7月に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」および「後期高齢者医療保険料納入通知書」を送付します。

### ◆保険料の計算方法

保険料額は、お一人ずつ均等に負担していただく**均等割**

額と、所得に応じて負担していただく**所得割額**の合計額です。なお、一人あたりの上限額は57万円です。

### ◆保険料の軽減

4月1日現在の世帯状況において、世帯主と後期高齢者医療被保険者の総所得金額の合計に応じて、均等割額・所得割額の軽減が判定されます。ただし、公的年金所得については、特例としてさらに15万円を控除した額で判定されます。

### ◆保険料の支払方法

年金からのお支払い（特別徴収）や口座振替または納付書（普通徴収）でお支払いください。口座振替の場合は、市役所で手続きが必要ですので、お問い合わせください。

### ◆保険料の納期

#### ■特別徴収

平成26年中の所得で仮算定した保険料を4月・6月・8月、平成27年中の所得で計算した保険料を10月・12月・2月の年金から天引き

#### ■普通徴収

7月から翌年2月までの毎

月計8回、口座振替または納付書によりお支払い（7月から9月まで普通徴収、10月から特別徴収となる場合もあります）

### ▼保険年金課

☎23・3514 FAX23・0180

## 後期高齢者医療制度の保険証を更新します

☎1004147

現在、皆さんがお持ちの保険証の有効期限は7月31日です。8月1日から使用していただく保険証を、7月中旬から下旬にかけて簡易書留郵便でお送りします。（簡易書留郵便は、受け取る際に押印または署名が必要です。配達時に不在の場合、郵便受に案内が入りますので、郵便局支店へ再配達依頼をしていただくか、直接受け取りに行ってください。）

### ◆住民登録地と異なる場所へ保険証の郵送を希望する場合

あらかじめ申請する必要があります。印鑑と身分証明書をご持参のうえ、保険年金課または渥美支所・赤羽根市民

センターへお越しください。（代理の方が申請される場合

は、代理の方の印鑑と身分証明などが必要です。）

### ◆保険証の色が変わります

保険証の色が、若草色から青色に変わります。8月1日以降に医療機関へ受診する際は、必ず新しい青色の保険証を医療機関の窓口提示してください。

### ▼保険年金課

☎23・3514 FAX23・0180

## 指定給水装置工事業者の新規追加

☎10009883

給水工事は、田原市水道事業指定給水装置工事業者へ、必ずお申し込みください。

### ◆新規追加

・株式会社西日本設備（大阪府）

☎(06)48019971

### ▼水道課

☎23・3532 FAX22・3184

